

事故が起きてしまったら？

万一、事故が起きてしまった場合は、下記の受付窓口にご連絡ください。
各窓口から指定様式（事故報告書）で申請することになります。

関係団体・グループ名等	受付窓口課	直通電話
自治会の体育行事、体育関係団体ほか	スポーツ振興課	22-1190
家庭教育学級、高齢者学級、PTA、公民館利用団体ほか	社会教育課 南部公民館 富士根北公民館 富士根南公民館 西公民館 芝川公民館 (くれいどる芝楽) 柚野公民館	22-1186 23-2818 23-3896 26-2211 22-3355 65-0402 66-0100
婦人団体、青少年団体、ボーイスカウト、ガールスカウト、母親クラブほか	社会教育課	22-1188
芸術文化関係団体ほか	文化課	22-1187
子ども会	こども未来課	22-1146
市主催の清掃運動 自治会の清掃活動 (各種の団体が個別に実施する清掃活動は、それぞれの団体の所管課で受付をします。)ほか	生活環境課 環境企画課	22-1137 22-1136
自然保護団体、花の会ほか	花と緑と水の課	22-1168
自治会関係、交通安全活動、消費者団体ほか	市民生活課	22-1130
交流センター利用団体ほか	市民交流課	22-1165
防災活動ほか	危機管理局	22-1319
福祉活動ほか	福祉企画課	22-1457
<p>○上記以外の団体は、団体を所管する課で受付いたします。 ○市主催の行事のときは、行事を担当している課で受付いたします。</p>		